

一般社団法人SVJ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人SVJと称する。

SVJ（エスブイジェイ）とはドイツシェパード犬協会ジャパンのことである。
法人の独名は、Verein für Deutsche Schäferhunde Japan (SVJ) e.V.とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市右京区西京極堤下町30番に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本会はドイツシェパード犬協会、および世界シェパード犬団体連盟の目的に賛同し、その事業に協力するとともに日本におけるシェパード愛犬家の繁栄または組織に対してシステムの統一を図る。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界シェパード犬団体連盟が行う諸活動の情報提供
- (2) 世界シェパード犬団体連盟への諸登録手続きの代行
- (3) 日本国内でのドイツシェパード犬協会の審査員基準に則った専門審査員と種犬選定員の指導養成
- (4) 日本国内でのドイツシェパード犬協会の繁殖管理規定基準に基づく交配の実施
- (5) ドイツシェパード犬協会の基準に則ったシェパード犬の犬籍登録および認定書の交付
- (6) 世界シェパード犬団体連盟の基準に合った訓練士の育成と公認制度の確立、普及に関する事業および教育機関の創設
- (7) 世界シェパード犬団体連盟の基準に沿った繁殖展覧会・競技会等イベントの開催
- (8) その他、前各号に付帯または関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律上の社員とする。

- (1) 正会員 理事会により認められた個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同する個人で、その資格を入会規定に定める
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人または団体で、その資格を入会規定に定める

(入会)

第7条 一般会員として入会しようとする者は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

- 2 入会の可否は、理事会において別に定める基準により判断する。必要に応じて理事会において入会申込者の入会の可否を決定して、その者に通知する。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会費の納入期限を経過してもなお納付が確認されないとき
- (3) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) その他、理事会が別に細則で定める事由に該当したとき

(任意退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または団体が解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総正会員の半数以上の出席をもって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議に基づき、除名することができる。この場合は、当該会員に対して、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 代表理事は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利義務)

第12条 第9条乃至第11条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(拠出金の不返還)

第13条 第9条乃至第11条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員たる社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、法令の定める事項及びこの定款で別に規定する事項について決議することができる。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故あるときは、予め理事会の定め順序により、他の理事がこれにあたる。

3 総正会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員から代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき及び第32号1項4号の規定により監事から要求のあったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第20条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数の出席をもって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面を開催日の前日までに法人に提出しなければならない。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名し、理事長が保管しなければならない。

第4章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち3名以内を代表理事とし、1名の代表理事を会長とし、1名の代表理事を理事長とする。また、2名以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、正会員の中から、社員総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本会の理事または使用人を相互に兼ねることができない。

(理事の親族制度)

第26条 理事のうち、各理事について、当該理事及び当該理事と次の各号に定める関係にある者である理事の合計数が、理事現在数の3分の1を越えてはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務)

第27条 代表理事は、この法人を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、それぞれの前任者の任期の残任期間とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、それぞれの前任者の任期の残任期間とする。
- 4 理事及び監事が辞任し、定款で定めた役員の員数が欠けた場合又は任期満了により定款で定める役員の員数が欠けた場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事及び監事として権利義務を有

する。

(解任)

第30条 役員にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上の決議をもって解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(責任の免除)

第32条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる

4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の業務執行の監督

(3) 代表理事、副代表理事の決定及び解職

(4) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

(5) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法

(6) 諸規程の制定又は改廃に関すること。

(7) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第35条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって副代表理事が招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した理事、監事が記名押印しなければならない。または出席した代表理事が記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、法人が解散の時まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び返還の方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 事務局等

(事務局および職員)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局および職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類および帳簿の備え付け等)

第40条 この法人は、事務所に民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類および帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び職員等の名簿
- (3) 正会員名簿・一般会員名簿

- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿
- (7) 理事会・社員総会議事に関する議事録

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、その事業年度の開始前に社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 代表理事は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、社員総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第44条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により法人の事業報告及び計算書類を作成し、毎事業年度終了後2か月以内に付属明細書とともに監事の監査を経て理事会の承認を得て、定時社員総会へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

- 2 この法人は第1項の定時社員総会終結後、遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 前項の書類のほか監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くとともに定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第45条 この法人は、会員およびその他の者に対して、剰余金を分配することはできない。

2 会員に剰余金の分配をする旨の社員総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって変更することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人の解散（合併または破産による解散を除く）したとき残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議をもって、ほかの一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第10章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成22年12月31日までとする。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

定款変更履歴

- 平成24年(2012) 8月 (主たる事務所の所在地)の変更
- 平成25年(2013) 12月 (主たる事務所の所在地)の変更
- 平成25年(2013) 12月 (名称)の変更
- 平成26年(2014) 2月 一部変更(第6条 会員種別)
- 平成28年(2016) 6月 一部変更(第24条 理事数)
- 平成28年(2016) 7月 一部変更(第6条 会員種別追加)
- 平成28年(2016) 7月 一部変更(第25条 任意機関会長の追加)
- 平成28年(2016) 7月 一部変更(第37条 議事録記名押印者)
- 平成30年(2018) 1月 一部変更(第9条(2) 会員の資格喪失)
- 平成31年(2019) 3月 一部変更(第24条(1) 理事数の上限変更)
- 令和 6年(2024) 3月 一部変更(第24条 2 理事のうち1名を代表理事とし)

2024年3月1日

この定款は、本法人の定款と相違ありません。

一般社団法人SVJ

理事長 大日方健司